

# 短期入所生活介護重要事項説明書

<平成 30 年 4 月 1 日 現在>

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当 生活相談員 高橋 広大

介護支援専門員 齊藤 敬介、宮島 浩

電話 0493-66-0151 (午前 8:30~午後 5:30 まで)

\* 御不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 よし乃郷の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

事業所の名称	健康を土産に帰宅よし乃郷
所在地	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明 1 4 4 9 番 2
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (埼玉県 1 1 7 3 2 0 0 6 0 9 号)
通常の手サービスを提 供する地域	ときがわ町、小川町、嵐山町、鳩山町、東秩父村、越生町

### (2) 施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合 計	資 格	基準人員
管理者	1 名		1 名		1 名
医 師		2 名	2 名		
生活相談員	1 名		常勤換算 1.0 名	社会福祉士	1 名
管理栄養士 栄養士	2 名		常勤換算 2.0 名	管理栄養士 (1 名) 栄養士 (1 名)	1 名
介護支援専門員	2 名		常勤換算 1 名	介護支援専門員	1 名
事務職員	1 名		1 名		
介護職員	31 名	4 名	常勤換算 31.8 名	介護福祉士 21 名 ホームヘルパー・初任者研修・ 実務者研修修了者 10 名	29 名
看護職員	5 名		常勤換算 4.6 名	看護師 (1 名) 准看護師 (4 名)	3 名
機能訓練指導員	2 名		常勤換算 1.0 名	柔道整復師	1 名

(3) 施設の詳細の概要

(多床室・従来個室)

定員	10名	静養室	2室3床	
居室	4人部屋	1室(1室48㎡)	医務室	1室
	個室	6室(1室19.1㎡)	食堂	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります。	機能訓練室	1室	
		談話室	1室	

※ただし、入所者入院等につき、空きベッドの使用が出来る際は、短期入所生活介護サービス空床利用可とする。

3 サービス内容

- ① 食事
- ② 入浴
- ③ 介護
- ④ 生活相談
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 希望食の提供
- ⑦ 理美容サービス
- ⑧ レクリエーション等

4 利用料金

(1) 利用料金

①基本料金

	1日あたりの自己負担分	
	(多床室)	(従来型個室)
要介護1	584円	584円
要介護2	652円	652円
要介護3	722円	722円
要介護4	790円	790円
要介護5	856円	856円

※上記の表示金額は、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合が1割の場合です。

「利用者負担の割合」が2割の場合、表示金額の倍額となります。

※送迎代 片道184円(営業区域内に限る)

(配車の都合により、行えない場合もあります。)

※その他、介護サービスに係る評価等が行われた場合、以下の料金が加算されます。

- ・機能訓練体制加算 1日あたり 12円
- ・個別機能訓練加算 1日あたり 56円
- ・サービス提供体制強化加算(I)イ 1日あたり 18円

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1日あたり	12円
・看護体制加算（Ⅰ）	1日あたり	4円
・看護体制加算（Ⅱ）	1日あたり	8円
・夜間職員配置加算（Ⅰ）	1日あたり	13円
・認知症行動心理症状緊急時加算	1日あたり	200円
	（利用開始から7日を限度）	
・若年性認知症入所者受入加算	1日あたり	120円
・療養食加算	1回あたり	8円
・緊急短期入所受入加算	1日あたり	90円
・在宅中重度者受入加算（イ）	1日あたり	421円
・在宅中重度者受入加算（ロ）	1日あたり	417円
・在宅中重度者受入加算（ハ）	1日あたり	413円
・在宅中重度者受入加算（ニ）	1日あたり	425円
・長期利用者に対して短期 入所生活介護を提供する場合	1日あたり	-30円
・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）		

（所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数Ⅰ：8.3%、Ⅱ：6.0%、Ⅲ：3.3%、Ⅳ：Ⅲの90/100、Ⅴ：Ⅲの80/100）

②滞在費	多床室	1日あたり	840円
	従来型個室	1日あたり	1150円
③食費		1日あたり	1380円
④おやつ代（選択可）		1日あたり	120円
⑤その他日常生活上の便宜に係る費用			150円

※日用品費をご選択されない場合においても、シャンプー、ボディソープ、ティッシュ等におきましては、共用の物をご利用頂きます。

⑥その他			
・個別電化製品の電気代	1点1日につき		50円
・ご希望時の外出送迎費	1キロにつき		150円
・理美容代	1回（カットのみ）		2500円
・入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用			実費
・その他個別に係る日用品は、別料金がかかります。			

## （2）キャンセル料

利用開始前にお客様の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後5時までに御連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までに御連絡がなかった場合	1日の利用料の50%
③ 入所当日の御連絡	1日の利用料の100%

## （3）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合

- ・入所時の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に影響を与える行為があった場合 等

#### (4) 支払方法

短期入所生活介護の終了後、毎回、もしくは月まとめて、請求書をお渡ししますので、7日以内にお支払ください。お支払頂きますと、領収証を発行します。  
お支払方法は、窓口にて現金でのお支払いになります。

### 5 サービスの利用方法

#### (1) サービス利用申込み

まずは、お電話等でお申込みください。ご利用期間決定後、契約の締結を致します。御利用の予約は、2ヶ月前からできます。但し、元旦はお休みさせていただきます。  
居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員と御相談下さい。

#### (2) サービス利用契約の終了

##### ① お客様の御都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護を御利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

##### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保健施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合（この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。）
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

##### ③ その他

お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、又はお客様や御家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させて頂く事がございます。  
なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

### 6 当施設のサービスの特徴等

#### (1) 運営の方針

「健康こそ人生最高の宝」という理念に基づき、食を中心とした健康の保持・増進・予防を考え、利用者の立場に立ち、快適・安全な生活を「心と愛情」をこめて、介護サービスを提供していく。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	ただし、生命の危機、他人への危害の著しい場合を除く
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 届出による（時間 8：30～17：30）
- ・ 外出、外泊 同上
- ・ 飲酒、喫煙 同上
- ・ 設備、器具の利用 同上
- ・ 金銭、貴重品の持ち込み 多額・高価なものはお持ちにならないで下さい。
- ・ 所持品の持ち込み 届出による
- ・ 施設外での受診 届出による
- ・ 宗教活動 行えません
- ・ ペット 持ち込めません

7 緊急時の対応方法

利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、御家族の方に速やかに連絡いたします。

8 事故発生時の対応

利用者に対し事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、その内容によって西部福祉事務所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

9 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 施設の防災計画によります
- ・ 防災設備 同上
- ・ 防災訓練 年2回
- ・ 防火責任者 坂田 好総

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設御利用者相談・苦情担当

苦情窓口受付担当（生活相談員） 高橋 広大  
介護支援専門員 齊藤 啓介、宮島 浩  
事業部 大石 暁  
苦情解決責任者（管理者） 馬場 節生  
電話 0493-66-0151

② その他

当施設以外に、第三者委員・市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村名	ときがわ町役場	電話	0493-65-1521
	埼玉県福祉部高齢介護課	電話	048-830-3254
	埼玉県国民健康保険連合会	電話	048-824-2568
第三者委員	山岸 定治	電話	0493-65-2032

11 当法人の概要

名称・法人の種別	社会福祉法人	よし乃郷
代表者役職・氏名	理事長	馬場 眞美子
本部所在地・電話番号	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449番2	電話：0493-66-0150
定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホームよし乃郷の設置経営	
	2 老人デイサービス事業（よし乃郷）	
	3 老人短期入所事業（よし乃郷）	
	4 老人介護支援センターよし乃郷の設置及び受託経営	
	5 老人居宅介護等事業	
	6 その他これに付随する事業	
施設・拠点等	特別養護老人ホーム	2カ所
	短期入所生活介護	2カ所
	通所介護	1カ所
	居宅介護支援事業所	1カ所

平成 年 月 日

短期入所生活介護御利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者

所在地 埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449番2

名称 社会福祉法人よし乃郷

説明者 高橋 広大 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

印